

4 災害等非常時における研修の実施について

1. 次の場合には、研修を中止する。
 - ・南海トラフ地震について、国の情報に基づき、愛知県災害対策実施要綱が定める基準により第二非常配備（警戒態勢）が発令された場合。
 - ・第三非常配備が愛知県により発令された場合。
2. 上記1の場合を除いては、特に研修を実施することが困難な状況（例：講師が研修会場に到着不能な場合）が生じない限り、研修を実施する。
3. 研修を中止する場合は、原則、前日の17時30分までに研修センターホームページ（以下「ホームページ」という）で周知する。
4. 研修生は、以上を踏まえたうえで、次のとおり行動すること。
 - (1) 研修中止に関する情報は、ホームページ又は所属の研修担当に確認すること。
 - (2) 上記2のとおり、単に台風や大雨・雪という理由だけで研修を中止することはないので、ホームページ又は所属の研修担当に中止する旨の連絡がなければ、予定どおり実施されるものと理解し、参加すること。
 - (3) ただし、非常配備により招集された場合や緊急性の高い業務が発生した場合、もしくは交通途絶等により研修に参加できない事情が生じた場合は、研修センターに連絡のうえ、研修を欠席しても構わない。なお、その際のサービスの取り扱いは所属で判断すること。